

県内の市町村合併の動き（広域市町村圏別）

平成23年1月31日現在

前橋	前橋市 大宮町 胡城村 粕川村	H14. 4.19 H15. 4.17 H15.11.19 H15.12.25	前橋市・大胡町・宮城村の3市町村は、任意協「前橋広域市町村任意合併協議会」を設置。粕川村は8月から正式に参加し、4市町村となる。富士見村は不参加。12月までに協議会を8回開催し、すべての協議を終了。 4市町村で法定協「前橋広域市町村合併協議会」を設置。11月までに協議会を6回開催し、すべての協議を終了。 4市町村長が合併協定書に署名。 各市町村議会の議決を経て、知事に合併を申請。
	H16. 3.19 県議会議決、H16. 3.19 知事決定、H16. 4. 1 総務省告示、H16.12.5 編入合併 前橋市が3町村を編入		
橋	富士見村	H15. 2.16 H15.12.14 H16. 1.30 H16. 8.27 H16. 9.16 H16.10.28 H19. 4.22	富士見村で、合併反対の村長に対する解職投票実施請求があり、解職賛成52%で村長は失職。 富士見村で、前橋広域との合併の賛否を問う住民投票を実施、賛成多数。 前橋市・富士見村の2市村で法定協「前橋市・富士見村合併協議会」を設置。8月までに協議会を5回開催し、すべての協議を終了。 2市村長が合併協定書に調印。 富士見村議会が合併議案を否決。 富士見村議会が合併議案を再度否決。富士見村長は、前橋市との合併の断念を表明。 富士見村長選挙で、合併推進の候補者が当選。
	前橋市 富士見村	H20. 1.15 H20. 8. 7 H20. 8. 12 H20. 8. 19	前橋市・富士見村の2市村で法定協「前橋市・富士見村合併協議会」を設置。 第4回協議ですべての協議を終え、同日に合併協定書に署名。 富士見村議会が廃置分合議案を可決。(H20.8.18 前橋市議会が廃置分合議案を可決) 前橋市長・富士見村長が知事に合併を申請。
H20.10.10 県議会議決、H20.10.10 知事決定、H20.11.5 総務省告示、H21.5.5 編入合併 前橋市が富士見村を編入			
高崎	高崎市 倉渕村 新馬町 箕郷町 新郷町 他	H15.12.15 H15.12.18 H16. 5.23 H16. 5.23 H16. 7.11 H16.7.23-8.11 H16. 8.29 H16. 9.24 H16. 9.30 H16.11. 7 H17. 2. 8 H17.3.14	榛名町・倉渕村・箕郷町・群馬町は4町村で任意協「群馬郡4町村任意合併協議会」を設置。協議会を6回開催後、解散(H16.3.22)。 高崎市・倉渕村・群馬町・新町・吉井町の5市町村は「高崎地域任意合併協議会」を設置。榛名町・箕郷町が4月から参加し、7市町村となる。翌年6月までに協議会を7回開催し、すべての協議を終了。 新町で高崎地域での合併の賛否を問う住民投票を実施、賛成多数。 吉井町で合併の賛否・枠組みを問う住民投票を実施。合併賛成・高崎地域がそれぞれ多数。 榛名町で高崎地域での合併の賛否を問う住民投票を実施、反対多数。 榛名町での高崎市との法定協設置を求める住民発議に対し、両議会とも賛成多数で可決。 箕郷町での高崎市との法定協設置を求める住民発議に対し、箕郷町議会は否決(H16.7.22)したが、高崎市議会は可決(H16.7.23)。これを受けて箕郷町で実施された住民投票では、賛成多数。 高崎市・箕郷町の2市町は、法定協「高崎市・箕郷町合併協議会」を設置。翌年1月までに協議会を5回開催し、すべての協議を終了。 7市町村のうち、高崎市・倉渕村・群馬町・新町の4市町村で法定協「高崎地域合併協議会」を設置。翌年1月までに協議会を5回開催し、すべての協議を終了。 吉井町での高崎市との法定協設置を求める住民発議に対し、高崎市議会は可決(H16.9.13)したが、吉井町議会は否決(H16.9.21)。これを受けて吉井町で実施された住民投票では、反対多数。 4市町村長（高崎市・倉渕村・群馬町・新町）及び2市町長（高崎市・箕郷町）が、それぞれ合併協定書に署名。 各市町村議会の議決を経て、知事に合併を申請。
	H17.6.14 県議会議決、H17.6.15 知事決定、H17.7.7 総務省告示、H18.1.23 編入合併 高崎市が4町村を編入		
高崎	高崎市 榛名町	H18. 2. 8 H18. 5. 8 H18. 5.15	高崎市・榛名町の2市町は、法定協「高崎市・榛名町合併協議会」を設置。5月までに協議会を5回開催し、すべての協議を終了。 両市町長が合併協定書に署名。 両市町議会の議決を経て、知事に合併を申請。
	H18.6.13 県議会議決、H18.6.14 知事決定、H18.7.13 総務省告示、H18.10.1 編入合併 高崎市が榛名町を編入		
高崎	高崎市 吉井町	H20. 1.25 H20. 5.11 H20. 7. 2 H20. 9. 27 H20.10.16 H20.10.31 H21. 1. 28	吉井町住民による高崎市との法定協議会設置を求める住民発議（請求代表者証明書交付） 吉井町での高崎市との法定協設置を求める住民発議に対し、高崎市議会は可決(H20.3.19)したが、吉井町議会は否決(H20.3.26)。これを受けて吉井町で実施された住民投票では、賛成多数。 高崎市・吉井町の2市町が、法定協「高崎市・吉井町合併協議会」を設置。10月までに協議会を5回開催し、すべての協議を終了。 合併協議会と県との共催により合併講演会を開催。（講師：小西砂千夫 関西学院大学大学院教授、演題：「地方分権の進展と市町村合併」、会場：吉井町産業文化会館大ホール） 両市町長が合併協定書に署名。 吉井町臨時議会で、合併の賛否を問う住民投票条例議案が否決。 両市町議会の議決を経て、知事に合併を申請。
	H21.3.18 県議会議決、H21.3.18 知事決定、H21.4.16 総務省告示、H21.6.1 編入合併 高崎市が吉井町を編入		
安中市	安中市 松井田町	H16. 1.20 H16.10. 1 H17. 2.14 H17.3.14	安中市・松井田町の2市町は、任意協「安中市・松井田町任意合併協議会」を設置(H16.1.20)。8月までに協議会を8回開催し、すべての協議を終了。 2市町で法定協「安中市・松井田町合併協議会」を設置。翌年2月までに協議会を9回開催し、すべての協議を終了。 両市町長が合併協定書に署名。 両市町議会の議決を経て、知事に合併を申請。
	H17.6.14 県議会議決、H17.6.15 知事決定、H17.7.7 総務省告示、H18.3.18 新設合併 新市の名称は「安中市」		
桐生	桐生市 新里村 黒保根村 他	H14.11. 2 H15. 5.30 H15. 6.18 H15. 8.29 H15. 9. 1 H15.9~10 H15.12. 6 H16. 2. 1 H17. 1. 5 H17. 2. 1	桐生市長から広域6町村に対する任意協設置の呼びかけ(H14.3.25)に対し、藪塚本町を除く5町村が不参加を表明。 桐生市・笠懸町は、任意協「太田市・尾島町・新田町・藪塚本町任意合併協議会」に参加。 新里村・黒保根村・(勢)東村の3村は、任意協「新里村・黒保根村・東村任意合併協議会」を設置。協議会を2回開催後、解散(H16.10.31)。 大間々町・藪塚本町・笠懸町の3町は、任意協「藪塚本町・笠懸町・大間々町任意合併協議会」を設置。協議会を2回開催後、解散(H16.10.5)。 桐生市は、太田市・尾島町・新田町との法定協「東毛地域合併協議会」に参加。 桐生広域6町村は、「東毛地域合併協議会」への加入を申し入れ。 「東毛地域合併協議会」では、桐生広域6町村の参加申し入れを巡り調整ができず、桐生市・太田市を核にそれぞれ合併し、将来的に大同団結する方針が確認され(H15.11.28)、法定協は休止。 桐生市・新里村・黒保根村の3市村は法定協「桐生地域合併協議会」を設置。8月までに協議会を8回開催し、すべての協議を終了。 3市村長が合併協定書に署名。 各市村議会の議決を経て、知事に合併を申請。
	H17.3.18 県議会議決、H17.3.22 知事決定、H17.4.18 総務省告示、H17.6.13 編入合併 桐生市が2村を編入		
生	笠懸町 大間々町 (勢)東村	H16. 2.23 H16.10.11	笠懸町・大間々町・(勢)東村の3市村は、法定協「笠懸町・大間々町・東村合併協議会」を設置。翌年1月までに協議会を12回開催し、すべての協議を終了。 大間々町での桐生市・新里村・黒保根村との法定協設置を求める住民発議に対し、大間々町議会は否決(H16.5.26)したが、他の3市村の議会は可決(H16.5.6・12)。これを受けて大間々町で実施された住民投票では、賛成多数。

	H16.11.25 H16.12.18 H17. 1.18 H17. 1.28	大間々町と桐生市・黒保根村・新里村は、法定協「桐生市・大間々町・新里村・黒保根村合併協議会」を設置。 「桐生市・大間々町・新里村・黒保根村合併協議会」は、当面、1市2村・2町1村で合併を選択する方針を確認し、休止。 3町村長が合併協定書に署名。 各町村議会の議決を経て、知事に合併を申請。
	H17.3.18	県議会議決、H17.3.22 知事決定、H17.4.18 総務省告示、H18.3.27 新設合併 新市の名称は「みどり市」
桐生市 みどり市	H22.4 H22.5 H23.1.22	桐生市長がみどり市長に「(仮称) 桐生・みどり地域将来ビジョン研究会」設置を申入れ。 みどり市長は、「当面合併を手段とせず、「桐生・みどり連携推進市長会議」の下部組織である事務局会議を拡充し、将来像の探求、検証を重ねていきたい」と回答 社団法人桐生法人会が、桐生・みどり市両市民に実施した意識調査結果を公表 「賛成・どちらかと言えば賛成」桐生市 73%、みどり市 36% 「反対・どちらかと言えば反対」桐生市 10%、みどり市 49%
藪塚本町	H15. 9.28 H16. 2.13	合併の枠組みを問う住民投票を実施、桐生市・太田市・尾島町・新田町との合併が多数。 法定協「太田市・尾島町・新田町合併協議会」に加入。

伊勢崎	伊勢崎市 赤堀町 (佐)東村 境町	H14.11. 6 H15. 6. 8 H15. 8.28 H16. 7.11 H16. 7.19 H16. 8. 5	伊勢崎市・赤堀町・(佐)東村・境町の4市町村は、任意協「伊勢崎佐波広域市町村任意合併協議会」を設置。玉村町はオブザーバー参加の後、5月に離脱。翌年7月までに協議会を7回開催し、すべての協議を終了。 (佐)東村で、4市町村での合併の賛否を問う住民投票を実施、賛成多数。 4市町村で法定協「伊勢崎市・赤堀町・東村・境町合併協議会」を設置。 翌年3月までに協議会を7回開催し、すべての協議を終了。 境町で、4市町村での合併の賛否を問う住民投票を実施、賛成多数。 4市町村長が合併協定書に署名。 各市町村議会の議決を経て、知事に合併を申請。
		H16.10.13	県議会議決、H16.10.14 知事決定、H16.11.10 総務省告示、H17.1.1 新設合併 新市の名称は「伊勢崎市」
	玉村町	H15.12.22 H16. 5.26	町議会が町長の不信任案を可決(H15.12.12)し、町長は失職。 新町長が、合併特例法期限内の合併を断念する意向を表明。

東	太田市 尾島町 新田町 藪塚本町 他	H14. 5.29 H15. 9. 1 H15. 9.28 H15.9～10 H15.12. 6 H15.12.25 H16. 6. 1 H16. 7.22	太田市・尾島町・新田町・藪塚本町・千代田町・大泉町の6市町は、任意協「太田市・尾島町・新田町・藪塚本町・千代田町・大泉町任意合併協議会」を設置。大泉町・千代田町が離脱(H14.12.26・27)。桐生市と笠懸町が加入し、6市町となる(H15.5.30)。 6市町のうち、桐生市・太田市・尾島町・新田町の4市町で法定協「東毛地域合併協議会」を設置。 藪塚本町で、合併の枠組みを問う住民投票を実施、桐生市・太田市・尾島町・新田町との合併が多数。 桐生広域6町村は、「東毛地域合併協議会」への加入を申し入れ。 桐生広域6町村の加入申し入れを巡り調整ができず、桐生市・太田市を核にそれぞれ合併し、将来的に大同団結する方針が確認され(H15.11.28)、「東毛地域合併協議会」は休止。 太田市・尾島町・新田町の3市町で法定協「太田市・尾島町・新田町合併協議会」を設置。藪塚本町が加入(H16.2.13)。4月までに協議会を8回開催し、すべての協議を終了。 4市町長が合併協定書に署名。 各市町議会の議決を経て、知事に合併を申請。
		H16.10.13	県議会議決、H16.10.14 知事決定、H16.11.10 総務省告示、H17.3.28 新設合併 新市の名称は「太田市」

毛	千代田町 大泉町 邑楽町	H15. 3.26 H15. 9 H16. 6.13 H16. 7. 5 H16. 9.18	千代田町・大泉町・邑楽町の3町は、任意協「西邑楽三町任意合併協議会」を設置。8月までに協議会を6回開催し、すべての協議を終了。 3町での法定協設置について、大泉町議会・千代田町議会は可決したが、邑楽町議会は否決。 邑楽町での3町による法定協設置を求める住民発議に対し、邑楽町議会は否決(H16.2.27)したが、大泉町・千代田町議会は可決(H16.3.1)。これを受けて邑楽町で実施された住民投票では、賛成多数。 3町で法定協「西邑楽三町合併協議会」を設置。 新市事務所の位置を巡り調整ができず、法定協は休止。
	太田市 大泉町	H20. 4.25 H20. 7. 4 H21.2.12 H21.4.12 H21.5.1	太田市長・大泉町長、平成20年度に任意合併協議会を設置し、平成21年度に新設合併することで合意。 太田市・大泉町任意合併協議会を設置(～21年1月までに任意協議会を8回開催) 任意協議会と県との共催により合併講演会・鼎談を開催。(講師：津川康雄 高崎経済大学教授、演題：「市町村合併の課題と展望―新たな都市システムの構築に向けて―」、鼎談：清水太田市長、長谷川大泉町長及び津川教授、会場：大泉町文化むら大ホール) 大泉町長選で、合併慎重を唱える斉藤氏が当選 太田市・大泉町任意合併協議会解散
	館林市 板倉町 明和町 千代田町 邑楽町	H20. 5 H20.10.26 H21.2.13 H22.9	館林市長が、大泉町を除く邑楽郡4町長に1市4町で人口15万都市を目指すとする私案を提示。 8月までに市民に合併を目指す市の考えについて説明する「まちづくり懇談会」をすべて終える。 板倉町長選で、邑楽館林地域の合併推進を掲げる栗原 実氏が初当選。 合併キャラバンにおいて、合併推進を掲げ当選した栗原板倉町長は、住民への説明及び意見聴取がなされていないことを理由に、合併新法期限内の合併には慎重な姿勢を示す。 板倉町「合併に関する町民意識調査」実施(賛成 23.7%、どちらかといえば賛成 22.3%、どちらともいえない 30.7% 反対 8.8%、どちらかといえば反対 10.2%、無回答 4.3%)

利根	沼田市 白沢村 利根村 他	H15. 1.10 H15.11.14 H15.12. 2 H16. 4. 1 H16. 5.31 H16. 8. 9 H16.10. 5	利根沼田9市町村は、任意協「利根沼田市町村任意合併協議会」を設置。9月までに協議会を7回開催し、すべての協議を終了。 9市町村のうち、沼田市・月夜野町・新治村・水上町の4市町村で法定協「利根沼田地域市町村合併協議会」を設置。 白沢村・利根村は「利根沼田地域市町村合併協議会」に参加を申し入れ。 沼田市・白沢村・利根村の3市村は法定協「沼田市・白沢村・利根村合併協議会」を設置。7月までに協議会を6回開催し、すべての協議を終了。 「利根沼田地域市町村合併協議会」は、白沢村・利根村の合流を巡り調整ができず、休止。 沼田市・白沢村・利根村の3市町村長が合併協定書に署名。 各市町村議会の議決を経て、知事に合併を申請。
		H16.12.20	県議会議決、H16.12.21 知事決定、H17.1.17 総務省告示、H17.2.13 編入合併 沼田市が2村を編入
沼田	月夜野町 水上町 新治村	H16. 6. 18 H16.12. 6 H16.12.27 H16.12.27 H17. 2.14	月夜野町・水上町・新治村の3町村は、法定協「利根西部合併協議会」を設置。 新町の名称等を巡り調整できず、法定協は休止。 法定協再開。通算5回協議会を開催し、すべての協議を終了。 3町村長が合併協定書に署名。 各町村議会の議決を経て、知事に合併を申請。
		H17.3.18	県議会議決、H17.3.22 知事決定、H17.4.18 総務省告示、H17.10.1 新設合併 新町の名称は「みなかみ町」
	昭和村	H15.12.11	村議会の合併問題特別委員会は自主自立を確認し、村長も尊重することを表明。
	片品村	H16.10.31	沼田市との合併の賛否を問う住民投票を実施、反対多数。
	川場村	H16. 2	広報紙で自主自立に向けた村づくりを表明。

川	渋川市 北橋村 赤城村 子持村 小野上村 伊香保町	H15. 8.28 H16. 7.11 H16. 9. 1 H16.10.17 H16.12.12 H17. 2.25	渋川市・北橋村・赤城村・子持村・小野上村・伊香保町の6市町村は、任意協「渋川地区市町村任意合併協議会」を設置。榑東村・吉岡町は不参加。翌年7月までに協議会を10回開催し、協議を終了。伊香保町で、渋川地域での合併の賛否を問う住民投票を実施、賛成多数。6市町村で法定協「渋川地区市町村合併協議会」を設置。12月までに協議会を5回開催し、すべての協議を終了。北橋村で、渋川地域での合併の賛否を問う住民投票を実施、賛成多数。6市町村長が合併協定書に署名。各市町村議会の議決を経て、知事に合併を申請。
	H17.6.14 県議会議決、H17.6.15 知事決定、H17.7.7 総務省告示、H18.2.20 新設合併 新市の名称は「渋川市」		
	榑東村 吉岡町	H16. 4. 1 H16.11.30	榑東村・吉岡町の2町村は、任意協「榑東村・吉岡町任意合併協議会」を設置。庁舎の位置等を巡り調整できず、任意協は休止、H17.3.31 廃止。

多野	藤岡市 鬼石町 他	H15.12. 8 H16. 5.23 H16. 7.21 H16.11.25 H16.12.27	藤岡市・鬼石町・吉井町の3市町は、「多野藤岡地域任意合併協議会」を設置。翌年5月までに協議会を6回開催し、すべての協議を終了。吉井町で、合併の賛否・枠組みを問う住民投票を実施。合併賛成・高崎地域がそれぞれ多数。3市町のうち、藤岡市・鬼石町の2市町で法定協「藤岡市・鬼石町合併協議会」を設置。11月までに協議会を5回開催し、すべての協議を終了。両市町長が合併協定書に署名。両市町議会の議決を経て、知事に合併を申請。
	H17.3.18 県議会議決、H17.3.22 知事決定、H17.4.18 総務省告示、H18.1.1 編入合併 藤岡市が鬼石町を編入		
藤岡	万場町 中里村	H13. 6. 7 H13.12.1 H14. 9.11 H14.10.30	2町村は、任意協「万場町・中里村合併協議会」を設置。12月までに協議会を4回開催。2町村で、法定協「万場町・中里村合併協議会」を設置。翌年9月までに協議会を10回開催し、すべての協議を終了。両町村長が合併協定書に署名。両町村議会の議決を経て、知事に合併を申請。
	H14.12.18 県議会議決、H14.12.18 知事決定、H15.2.3 総務省告示、H15.4.1 新設合併 新町の名称は「神流町」		
	上野村	H14.12-15.1	広報紙(H14.12、H15.1号)で合併しないことを宣言。

富岡 甘	富岡市 妙義町 他	H15.10.11 H16. 6.20 H16. 8. 1 H17. 1.27 H17. 3.14	富岡市・妙義町・甘楽町の3市町は任意協「富岡・妙義・甘楽任意合併協議会」を設置。翌年7月までに協議会を12回開催し、すべての協議を終了。3市町は、富岡市・妙義町・甘楽町での合併の賛否を問う20才以上を対象としたアンケートの結果を公表、富岡市・妙義町では賛成多数、甘楽町では反対多数。3市町のうち、富岡市・妙義町の2市町で法定協「富岡市・妙義町合併協議会」を設置。翌年1月までに協議会を8回開催し、すべての協議を終了。両市町長が合併協定書に署名。両市町議会の議決を経て、知事に合併を申請。
	H17.6.14 県議会議決、H17.6.15 知事決定、H17.7.7 総務省告示、H18.3.27 新設合併 新市の名称は「富岡市」		
菜	下仁田町 南牧村	H15. 6.24 H16.5.28-6.11 H16. 6.18 H16. 8.29 H16. 9.30	2町村は任意協「下仁田町・南牧村任意合併協議会」を設置。下仁田町での南牧村との法定協設置を求める住民発議に対し、両町村議会は賛成多数で可決。2町村で法定協「下仁田町・南牧村合併協議会」を設置。下仁田町で、南牧村との合併の賛否を問う住民投票を実施、反対多数。法定協は休止。
	富岡市 下仁田町	H18. 8.24 H18.10. 4 H18.11.22 H18.12.21	下仁田町は、富岡市に合併協議の場の設置を申し入れ。下仁田町長は、富岡市との合併協議会設置を求める住民からの請求を受け、富岡市長に意見照会。上記の意見照会に対し、富岡市長は市議会に付議しない旨を、下仁田町長に回答。両市町は、「富岡市・下仁田町合併問題研究会」を設置。
	富岡市 下仁田町 南牧村	H19.11.21 H20.2.18-2.19 H20.4.1 H20. 8. 27 H21. 2. 24	南牧村住民による富岡市・下仁田町との法定協議会設置を求める住民発議を受け、南牧村長は富岡市長及び下仁田町長に対し、意見照会。上記の意見照会に対し、富岡市長（H20.2.18）及び下仁田町長（2.19）は議会に付議しない旨を、それぞれ南牧村長に回答。南牧村、市町村合併に関する住民アンケートを実施（賛成39.2%、反対23.8%、わからない22.4%、無効等14.6%）3市町村は部課長級の幹部職員による「富岡甘楽地域合併研究会」を設置。当面の事務局を県富岡行政事務所に置く。第5回富岡甘楽地域合併研究会を開催。甘楽町が同研究会に参加しない方針であることに対し、下仁田町及び南牧村は同町を含めた広域での合併を望むため、今後の同研究会の活動については休止とすることで決定。

吾 妻	長野原町 嬭恋村 草津町 六合村	H15. 1.29 H15.12.15 H16. 3.21 H16. 4.27 H16.10.31	長野原町・嬭恋村・草津町・六合村の4町村は、任意協「西吾妻4か町村任意合併協議会」を設置。11月までに協議会を6回開催し、すべての協議を終了。4町村のうち、長野原町・草津町・六合村の3町村で法定協「西吾妻地域合併協議会」を設置。嬭恋村は不参加。西吾妻4町村による法定協設置を求める住民発議に対し、嬭恋村議会は否決した(H16.2.2)が、他の3町村の議会は可決。これを受けて嬭恋村で実施された住民投票では賛成多数。4町村は、法定協「西吾妻4か町村合併協議会」を設置。草津町の離脱表明(H16.9.16)を受け、4町村による法定協・3町村による法定協をそれぞれ解散。
	中之条町 (吾)東村 吾妻町 高山村	H15. 2.26 H16. 4. 8 H16. 9.30	中之条町・東村・吾妻町・高山村は、任意協「吾妻東部4か町村任意合併協議会」を設置。3月までに協議会を5回開催し、協議を終了。4町村で法定協「吾妻東部合併協議会」を設置。支所・出張所の機能を巡り調整できず、法定協は休止、H17.3.31 廃止。
	(吾)東村 吾妻町	H16.12.24 H17. 3. 8 H17. 3.16 H17. 3.25	東村・吾妻町は、任意協「東村・吾妻町任意合併協議会」を設置。3月までに協議会を5回開催し、すべての協議を終了。両町村で法定協「東村・吾妻町合併協議会」を設置。3月中に協議会を2回開催し、すべての協議を終了。両町村長が合併協定書に署名。両町村議会の議決を経て、知事に合併を申請。
H17.6.14 県議会議決、H17.6.15 知事決定、H17.7.7 総務省告示、H18.3.27 新設合併 新市の名称は「東吾妻町」			
	中之条町 六合村	H21.8.27 H21.11.27 H22. 2. 9	中之条町・六合村は、法定協「中之条町・六合村合併協議会」を設置。11月までに協議会を6回開催し、すべての協議を終了。両町村長が合併協定書に署名。両町村議会の議決を経て、知事に合併を申請。
H22.3.9 県議会議決、H22.3.9 知事決定、H22.3.23 総務省告示、H22.3.28 編入合併、新町の名称は「中之条町」			